

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の新設等(二件)
- 字の区域の変更(二件)
- 字の区域の変更等(三件)
- 土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第三百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき郡家町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による準福地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生

ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十六年十一月十二月現在の地番による。)

大字西御門字三反田

大字上野字小川の全域、大字上野字下三反田三〇五、三〇六の一部、三〇七の一部、三〇九の一、三一一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇七及び三〇九の二と一体をなす国有地の一部並びに大字上野字下沖代三三二の三、三三二の二の一部、三三三の一の一部、三三四、三三五の二及びこれらと一体をなす国有地

大字西御門字沖代

大字上野字上沖代三二八の一部、三一九の一、三一九の三、三一九の四の一部、三二〇の二、三二一の三、三二二の二、三二四の三、三二四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字上野字下沖代三二五の二、三二六、三二七、三二七の一、三二八、三二九の四、三二九の六、三三〇の二、三三二の二の一部、三三三の二の一部、三三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十六年十一月十二日現在の地番による。)

大字西御門字下向フ

大字西御門字下向フの全域、大字上野字下三反田三〇六の一部、三〇七の一部、三〇八、三〇九の二、三一一の一、三一一の二、三一一の三、三一二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字上野字上沖代三三から三三五まで、三一六の一、三一七の二、三一八の一部、三一九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字下沖代三三

二の二の一部、三三三の二から三三三の三までの一部、三三三の四及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

大字上野字小川、大字上野字下三反田、大字上野字上沖代及び大字上野字下沖代

鳥取県告示第三百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による準福地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和五十六年十一月十二日現在の地番による。）

大字準福字上沖代

大字準福字島ノ下二四一の一、二四四の一、二四五及びこれらと一体をなす国有地、大字準福字砂田二四九の一及びこれと一体をなす国有地並びに二四六の一及び二四六の五と一体をなす国有地、大字上野字上沖代三一六の二、三一七の一、三一九の二、三二〇の一、三二一の一の一部、三二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西

御門字下向フの全域、大字西御門字梁瀬一の一及びこれと一体をなす国有地並びに大字西御門字上向イ一八の一及びこれと一体をなす国有地

大字準福字上梅ヶ坪

大字準福字砂田二四九の一部、二五〇、二五一、二五二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字上沖代三二二の一の一部、三二二の二、三二二の一の一部、三二三、三二四の一、三二四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字下沖代三二五の一、三二九の一から三二九の三まで、三二九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字上梅ヶ坪三八五から三九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字中沖三九二、三九三の一の一部、三九三の二の一部、三九八の一部、三九九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字錆田四〇〇の一部、四〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字準福字錆田

大字那家字上沖代三四五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字那家字下沖代三四六の一部、三四六の一の一部、三四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字中瀬三七七の二の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字上梅ヶ坪三七九から三八一までの一部、三八五の一部、三八八から三九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字中沖三九三の一の一部、三九三の二の一部、三九四から三九七まで、三九八の一部、三九九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字錆田四〇〇の一部、四〇〇の一から四〇〇の四まで、四〇一の一部、四〇一の二から四〇一の五まで、四〇二の二から四〇二の五まで、四〇三の二から四〇三の六まで、四〇四の一の一部、四〇四の二、四〇四の四、四〇四の五、四〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字準福字隈田

大字準福字砂田二五二の八、二五二の九、二五五の二及び二五五の三と一体をなす国有地の一部、大字見槻中字隈

<p>大字隼福字居杭</p>	<p>田一九三の一部、一九四、一九五の一、一五九の二、一九六の一、一九六の二、一九七の四から一九七の四まで、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字錆田四〇の一、四〇二の一、四〇二の六、四〇二の七、四〇三の一、四〇三の七、四〇四の三の一部、四〇四の六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字隼福字岸ノ下</p>	<p>大字見槻中字横縄一八九の一の一部、一九〇の一部及び一九一の一の一部、大字見槻中字隈田一九二、一九三の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字見槻中字居杭田一九九から二〇一まで、二〇二の一、二〇二の二、二〇三から二〇五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字上沖代三四二の一、三四三の一、三四四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字錆田四〇四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十六年十一月十二日現在の地番による。)</p>
<p>大字隼福字川端</p>	<p>大字隼福字川端のうち二三六の二の一部、二三八の一部、二三九の一部、二四〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字隼福字島ノ下</p>	<p>大字隼福字島ノ下のうち二四一の一、二四四の一、二四五、二四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外</p>
<p>大字隼福字砂田</p>	<p>の区域、大字隼福字川端二三六の二の一部、二三八の一部、二三九の一部、二四〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字隼福字砂田二四六の一部、二四七の一部、二五八の一部、二五九の一の一部、二五九の二の一部及び二六〇の二の一部、大字西御門字梁瀬のうち一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西御門字上向イのうち一八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字隼福字横縄</p>	<p>大字隼福字砂田のうち二四六の一部、二四七の一部、二四八から二五一まで、二五二の一、二五八の一部、二五九の二の一部、二五九の二の一部、二六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四六の一、二四六の五、二五二の八、二五二の九、二五五の二及び二五五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字隼福字島ノ下二四五の一の一部並びに大字隼福字横縄二六二の一及び二六二の三から二六二の五までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字見槻中字横縄</p>	<p>大字隼福字横縄のうち二六二の一及び二六二の三から二六二の五までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字見槻中字岸ノ下</p>	<p>大字見槻中字横縄のうち一八二の四、一八八の一、一八九の一、一九〇、一九一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字郡家字上沖代</p>	<p>大字見槻中字岸ノ下のうち二〇六の一、二〇六の四、二〇七の三、二〇八の一、二〇八の四、二〇九の一、二一〇の一、二一四の三、二一四の五、二一五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字見槻中字居杭田二〇五の二から二〇五の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字上野字前土居</p>	<p>大字上野字砂田</p>	<p>大字郡家字下沖代</p>	
<p>大字上野字前土居のうち一一九及び二二〇の一と一体を</p>	<p>大字上野字砂田のうち一一六の一、一一七の一及び一八内第一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字郡家字下沖代のうち三四六、三四六の一、三四七から三五〇まで、三五一の一の一部、三五四の一から三五四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字郡家字上沖代三三〇の一から三三〇の三まで、三三一の一から三三一の三まで、三三二の一、三三二の二、三三三、三三三の一から三三三の八まで、三三四、三三五、三三六の一、三三六の二、三三七、三三八の一部、三四〇の二の一部、三四二の一部、三四二の三から三四二の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字見槻中字居杭田二〇五の一及びこれと一体をなす国有地、大字見槻中字岸ノ下二〇六の四、二〇七の三、二〇八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字中瀬三七二の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>三三一の一から三三一の三まで、三三二の一、三三二の二、三三三の一、三三三の二から三三三の八まで、三三四、三三五、三三六の一、三三六の二、三三七、三三八の一部、三四〇の二の一部、三四二の一部、三四二の一、三四二の三から三四二の五まで、三四三の一、三四四の三、三四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字郡家字下沖代三四六の一部、三四六の一の一部、三四七、三四八、三四九の一部、三五〇、三五一の一の一部、三五四の一から三五四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字中瀬三七二の一の一部、三七三の一部、三七四の一部、三七七の二の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字錆田四〇四の一の一部、四〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上野字小川</p>	<p>大字上野字土居元</p>	<p>大字上野字下新干</p>	<p>大字上野字堂ノ元</p>
<p>大字上野字小川のうち二九三の一の一部、二九三の三の一部、二九三の四の一部、二九四、二九五の一の一部、二九五の二、二九六、二九七の一の一部、二九八の一、二九九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字上野字砂田一一七の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字上野字土居元のうち二八六の一、二八六の二、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上野字砂田一一六の一、一一七の一及び一八内第一と一体をなす国有地の一部、大字上野字前土居一一九及び二二〇の一と一体をなす国有地の一部並びに大字上野字小川二九三の一の一部、二九三の三の一部、二九三の四の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字上野字下新干のうち二七六の一の一部、二七八の一部、二七九の一部、二七九の一の一部、二八〇の一部、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上野字堂ノ元二六九の一部、二七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字土居元二八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字上野字上新干三六〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字上野字堂ノ元のうち二六九の一部、二七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上野字下新干二八一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字上野字土居元二八六の一の一部、二八六の二、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字小川二九三の三の一部、二九四の一部、二九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字下梅ヶ坪三四五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>なす国有地の一部以外の区域</p>

大字上野字下沖代

大字上野字下沖代のうち三二五の一、三二九の一から三二九の三まで、三二九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上野字下新千二八一と一体をなす国有地の一部、大字上野字小川二九三の三の一部、二九四の一部、二九五の一の一部、二九五の二、二九六、二九七の一の一部、二九八の一、二九九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字下梅ヶ坪三三八の一の一部、三三九の一部、三四二から三四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字上野字下梅ヶ坪

大字上野字下梅ヶ坪のうち三三八の一の一部、三三九から三四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上野字下新千二七九の一部、二七九の一の一部、二八〇の一部、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字下沖代三二九の五の一部及びこれと一体をなす国有地、大字上野字上新千三四六、三四七の一部、三五四の一部、三五五の一部、三五六の二の一部、三五七の一部、三五八の一部、三五九、三六〇の一、三六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字上梅ヶ坪三八五から三八七までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字上野字上新千

大字上野字上新千のうち三四六、三四七の一部、三四八、三四九、三五〇の一部、三五三から三五五までの一部、三五六の二の一部、三五七の一部、三五八の一部、三五九、三六〇の一、三六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上野字下新千二七六の一の一部、二七八の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字岸添へ三六一の一、三六一の二、三六二、三六三、三六四の一、三六四の二、三六五の一、三六五の二の一部、三六五の三、三六五の四、三六六、三六七の一の一部、三六七の二、三六八の二及びこれらと一体をなす

大字上野字中瀬

国有地の一部
大字上野字中瀬のうち三七二の一の一部、三七三から三七六までの一部、三七七の一の一部、三七七の二の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上野字上新千三四九の一部、三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字岸添へ三六五の二の一部、三六七の一の一部、三六八、三六八の一及びこれらと一体をなす国有地

大字上野字中沖

大字上野字下梅ヶ坪三四〇の一部及び三四一の一部、大字上野字上新千三四七の一部、三四八、三四九の一部、三五〇の一部、三五三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上野字中瀬三七五の一部、三七六の一部、三七七の一の一部、三七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上野字上梅ヶ坪三七九から三八一までの一部、三八二から三八四まで、三八五の一部及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

大字見槻中字隈田、大字見槻中字居杭田、大字上野字上沖代、大字上野字岸添へ、大字上野字上梅ヶ坪、大字上野字鑄田、大字西御門字下向フ、大字西御門字梁瀬及び大字西御門字上向イ

鳥取県告示第三百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第

九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による才代地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十六年十一月六日現在の地番による。）
大字才代字上流田	大字才代字上流田のうち二六の一の一部、二六の五の一部、二七の一の一部、三一の一から三一の四まで、三二の一部、三三の一の一部、三三の二の一部、三四の一部、三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字才代字下流田	大字才代字下流田の全域、大字才代字上流田二六の一の一部、二六の五の一部、二七の一の一部、三一の一から三一の四まで、三二の一部、三三の一の一部、三三の二の一部、三四の一部、三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字才代字井ノ口五二の二、五四の二、五四の五、五五の一、五五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字才代字井ノ口	大字才代字井ノ口のうち五二の二、五四の二、五四の五、五五の一、五五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による後山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十六年十一月六日現在の地番による。）
大字才代字下段	大字才代字下段のうち四四〇の一、四四一、四四一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四四二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字才代字後山	大字才代字後山の全域並びに大字才代字下段四四〇の一、四四一、四四一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四四二の二と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第三百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による左近地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十六年十一月二十八日現在の地番による。）
大字左近字毛合 川	大字左近字毛合川の全域及び大字左近字木戸口一四四九の の一の一部
大字左近字木戸 口	大字左近字木戸口のうち一四四九の一部以外の区域 並びに大字左近字空山一四四三の二及び一四四六の一部
大字左近字空山	大字左近字空山のうち一四四三の二及び一四四六の一部 以外の区域

鳥取県告示第三百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小畑地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大字三山口字内 皆地	大字三山口字内皆地の全域、大字三山口字宮ノ前三〇の 二及びこれと一体をなす国有地並びに大字三山口字寸ヶ谷 二〇五の二
大字三山口字荒 神前	大字三山口字荒神前のうち一四二内第一、一四三、一四 四の一、一四四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 以外の区域
大字三山口字向 田	大字三山口字向田の全域、大字三山口字荒神前一四二内 第一、一四三、一四四の一、一四四の三及びこれらと一体 をなす国有地の一部、大字三山口字岡ノ前一八〇の一から 一八〇の四まで、一八〇の五の一部、一八〇内第一の一部、 一八〇内第二、一八一及びこれらと一体をなす国有地、大 字三山口字下モ河原一八二、一八三の一、一八四の一部、 一八四の一、一八五、一八五の一、一八六の二の一部、一 八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並び に大字鍛冶屋字上畔高一六〇の一部及びこれと一体をなす 国有地
大字三山口字岡 ノ前	大字三山口字岡ノ前のうち一八〇の一から一八〇の五ま で、一八〇内第一、一八〇内第二、一八一及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域
大字三山口字下 モ河原	大字三山口字下モ河原のうち一八二、一八三の一、一八 四、一八四の一、一八五、一八五の一、一八六の二、一八 七、一八七の一、一八八、一八九の二、一九一の二、一九 二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三山口字寸 ヶ谷	大字三山口字寸ヶ谷のうち二〇五の二以外の区域
大字鍛冶屋字屋 敷	大字鍛冶屋字屋敷のうち九三次二、九七、九八、一一四 から一一六まで、一一九、一二〇及び一二二と一体をなす

<p>大字鍛冶屋字上 畔高</p>	<p>国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字鍛冶屋字上畔高のうち一六〇の一部、一六二の三の一部、一六七の二の一部、一六七の二の一部、一六八の一部、一六八の三、一六九の三、一六九の四、一六九の六の一部、一六九の八、一六九の九の一部、一六九の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鍛冶屋字屋敷九三次二、九七及び九八と一体をなす国有地の一部、大字鍛冶屋字下モ畔高一七九の二の一部、一八〇の二の一部、一八〇の二、一八一の一部、一八二の一部、一八四の五の一部、一八四の六及びこれらと一体をなす国有地、大字三山口字岡ノ前一八〇内第一の一部、一八〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三山口字下モ河原一八四の一部、一八六の二の一部、一八七、一八七の二の一部、一八八、一八九の二、一九一の二、一九二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字鍛冶屋字下 モ畔高</p>	<p>大字鍛冶屋字下モ畔高のうち一七九の二の一部、一八〇の二の一部、一八〇の二、一八一の一部、一八二の一部、一八四の五の一部、一八四の六、一九二の一部、一九二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鍛冶屋字屋敷九八、一一四から一一六まで、一一九及び一二〇と一体をなす国有地の一部、大字鍛冶屋字上畔高一六二の三の一部、一六七の二の一部、一六七の二の一部、一六八の一部、一六八の三、一六九の三、一六九の四、一六九の六の一部、一六九の八、一六九の九の一部、一六九の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鍛冶屋字竹ノ内一九四、一九八の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九六及び一九七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字鍛冶屋字竹ノ内</p>
<p>大字鍛冶屋字上 桑ノ木原</p>	<p>一体をなす国有地の一部並びに一九六、一九七、二二三の二及び二一六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字鍛冶屋字屋敷一二〇及び一二二と一体をなす国有地の一部並びに大字鍛冶屋字下モ畔高一九二の一部及び一九二の二</p>	<p>大字鍛冶屋字上桑ノ木原のうち二二三の二の一部、二二三の二、二二三の三の一部、二二三の三の一部、二二三の三の二の一部、二三六の二の一部、二三七の一部、二三九の二の一部、二四〇の二の一部、二四一の二の一部、二四二の二の一部、二四二の二の一部、二四三、二四四の二の一部、二四四の二、二四四の二、二四四の二、二四七の二、二四七の二、二四八、二四九の二、二五〇の二から二五〇の六まで、二五一、二五二、二五二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字鍛冶屋字西河原二五五の二の一部並びに二五五の一及び二五六の二と一体をなす国有地、大字鍛冶屋字西河原二五五の二の一部並びに二五五の一及び二五六の二と一体をなす国有地並びに大字三浦字向河原三三二の二の一部、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鍛冶屋字西 河原</p>	<p>大字鍛冶屋字西河原のうち二五五の二の一部並びに二五五の一及び二五六の二と一体をなす国有地以外の区域、大字鍛冶屋字竹ノ内二二三の二の一部、二一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の二及び二二六と一体をなす国有地の一部、大字鍛冶屋字上桑ノ木原二三九の二の一部、二四〇の二の一部、二四一の二の一部、二四四の二の一部、二四四の二の一部、二四四の二の一部、二四五、二四六、二四七の二、二四七の二、二四八、二四九の二、二四九の二、二五〇の二から二五〇の六まで、二五一、二五二、二五二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字鍛冶屋字ヲモイデ二七一から二七三まで、二七三内第一、二七三の二から二七三の六まで、二七四の二から二七四の三まで、二七五の二、二七五の二、二七六の二から二七六の三まで、二七七の二、二七七の二、二七八の二、二七八の二、</p>	<p>大字鍛冶屋字竹ノ内</p>

<p>大字鍛冶屋字ヲ モイデ</p>	<p>大字岩淵字福岡</p>	<p>大字岩淵字上屋敷</p>	<p>二七九の一部、二七九の四、二七九の五、二八〇の一部、二八二の一、二八四の一、二九三の二から二九三の四まで、二九四の二の一部、二九四の三の一部、二九五の二の一部、二九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字鍛冶屋字下モ桑ノ木原のうち三〇八の一部、三一一の二の一部、三一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字三浦字向河原三三七の一部、三三八の一部、三三八の二の一部、三三九から三四三まで、三四四から三四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字鍛冶屋字ヲモイデのうち二七一から二七三まで、二七三内第一、二七三の二から二七三の六まで、二七四の二から二七四の三まで、二七五の二、二七五の三、二七六の二から二七六の三まで、二七七の二の一部、二七七の三、二七八の二、二七八の三、二七九の二の一部、二七九の三、二七九の四、二八〇の二の一部、二八〇の三、二八四の二、二八四の三、二八四の四、二八五の二、二八五の三、二八五の四、二八九の二、二八九の三、二八九の四、二九〇の二、二九〇の三、二九四の二の一部、二九四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩淵字福岡のうち四四の三の一部以外の区域並びに大字岩淵字上屋敷四八の一部、四八の二の一部、四九から五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩淵字上屋敷のうち四八の一部、四八の二の一部、四九から五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字岩淵字福岡四四の三の一部並びに大字岩淵字下屋敷一一三と一体をなす国有地の一部</p>							
<p>大字岩淵字下屋敷</p>	<p>大字岩淵字段方</p>	<p>大字岩淵字古市場</p>	<p>大字岩淵字中瀬</p>	<p>大字岩淵字寺ノ下</p>	<p>大字岩淵字下河原</p>	<p>大字三浦字末谷口</p>	<p>大字岩淵字下屋敷のうち一一三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字岩淵字段方のうち二二六の一、二二六の四、二二七の二の一部、二二八の一部、二二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六の三と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩淵字古市場の全域、大字岩淵字段方二二六の一、二二六の四、二二七の二の一部、二二八の一部、二二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六の三と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩淵字中瀬のうち二七四の二の一部、二八〇、二八一、二八五の二の一部、二八六の二、二八七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩淵字寺ノ下のうち二四〇の二から二四〇の四まで</p>	<p>大字岩淵字下河原の全域並びに大字岩淵字中瀬二七四の二の一部、二七五の二の一部、二八七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三浦字末谷口のうち二二六の一、二二七の一、二二七の二及び二二九の一並びに一一三の二、一二五の二、一二六の二、一二七の二、一二七の三、一二九の一及び一二三の二と一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字三浦字瀬戸河原</p> <p>大字三浦字瀬戸河原のうち一六〇の二の一部、一六〇の六、一六〇の七、一六六の八、一六八の一、一六九、一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七一の三、一七一の四の一部、一七二の二、一七二の三、一七三、一七四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区並域並びに大字三浦字末谷口二二六の二の一部、二二七の二の一部及び二二七の二並びに一三三の二、一二五の二、一二六の一、一二七の一及び二二七の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字三浦字野々谷口</p> <p>大字三浦字野々谷口のうち二二六の二の一部、二六三の一部、二七五の一部、二八〇の一部、二八一の一部、二八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六一次一及び二六三と一体をなす国有地以外の区域並びに大字三浦字大開一の二の一部、二九三の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字三浦字大開</p> <p>大字三浦字大開のうち一の二の一部、二九三の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三浦字末谷口二二六の二の一部、一二七の二の一部、一二九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五の二と一体をなす国有地の一部、大字三浦字瀬戸河原一六〇の二の一部、一六〇の六、一六〇の七、一六六の八、一六八の一、一六九、一七〇の二、一七〇の三、一七一、一七一の三、一七一の四の一部、一七二の二、一七二の三、一七四の四及びこれらと一体をなす国有地、大字三浦字野々谷口二二六の二の一部、二六三の一部、二七五の一部、二八〇の一部、二八一の二の一部、二八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六一次一及び二六三と一体をなす国有地並びに大字三浦字下河原の全域</p>	<p>大字三浦字向河原</p> <p>大字三浦字向河原のうち三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三七の一部、三三八の一部、三三八の二の一部、</p>
<p>三三九から三四三まで、三四四から三四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鍛冶屋字上桑ノ木原三三二の二の一部、二二三の二、二二三の二の一部、二二三の三の一部、二二三の四の一部、二二三の五の一部、二二三の六の一部、二二七の一部、二四二の二の一部、二四二の三の一部、二四三、二四四の一部、二四四の二の一部、二四四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鍛冶屋字下モ桑ノ木原三〇八の一部、三一の一の一部、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>大字鍛冶屋字下モ桑ノ木原及び大字三浦字下河原</p>	<p>鳥取県告示第三百四十七号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による用呂細見地区用呂工区の換地処分 の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和五十七年三月三十日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上の区域（昭和五十六年十一月十一日現在の地番による。）</p> <p>大字用呂字下河原井手口のうち二六一の一、二六一の二、二六一の三、二六一の四、二六一の五、二六一の六、二六一の七、二六一の八、二六一の九、二六一の十、二六一の十一、二六一の十二、二六一の十三、二六一の十四、二六一の十五、二六一の十六、二六一の十七、二六一の十八、二六一の十九、二六一の二十、二六一の二十一、二六一の二十二、二六一の二十三、二六一の二十四、二六一の二十五、二六一の二十六、二六一の二十七、二六一の二十八、二六一の二十九、二六一の三十、二六一の三十一、二六一の三十二、二六一の三十三、二六一の三十四、二六一の三十五、二六一の三十六、二六一の三十七、二六一の三十八、二六一の三十九、二六一の四十、二六一の四十一、二六一の四十二、二六一の四十三、二六一の四十四、二六一の四十五、二六一の四十六、二六一の四十七、二六一の四十八、二六一の四十九、二六一の五十、二六一の五十一、二六一の五十二、二六一の五十三、二六一の五十四、二六一の五十五、二六一の五十六、二六一の五十七、二六一の五十八、二六一の五十九、二六一の六十、二六一の六十一、二六一の六十二、二六一の六十三、二六一の六十四、二六一の六十五、二六一の六十六、二六一の六十七、二六一の六十八、二六一の六十九、二六一の七十、二六一の七十一、二六一の七十二、二六一の七十三、二六一の七十四、二六一の七十五、二六一の七十六、二六一の七十七、二六一の七十八、二六一の七十九、二六一の八十、二六一の八十一、二六一の八十二、二六一の八十三、二六一の八十四、二六一の八十五、二六一の八十六、二六一の八十七、二六一の八十八、二六一の八十九、二六一の九十、二六一の九十一、二六一の九十二、二六一の九十三、二六一の九十四、二六一の九十五、二六一の九十六、二六一の九十七、二六一の九十八、二六一の九十九、二六一の百、</p>

<p>大字用呂字下河原</p>	<p>大字用呂字會崎</p>	<p>大字用呂字野中田</p>	<p>○の四、一七〇の七、一七〇の八、一七一の一、一七二から一七六まで、一七七の一、一七七の二、一七八の五、一七九の三、一八〇の一から一八〇の三まで、一八一から一八五まで、一八五の一、一八五の二、一八六、一八七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字用呂字下河原の全域並びに大字用呂字下河原井手口一六一の一、一六二の一、一六三の一、一六四の一、一六四の二、一六五の一、一七〇の四、一七〇の七、一七〇の八、一七一の一、一七二から一七六まで、一七七の一、一七七の二、一七八の五、一七九の三、一八〇の一から一八〇の三まで、一八一から一八五まで、一八五の一、一八五の二、一八六、一八七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字用呂字會崎のうち二一六の一、二一六の二、二一七の一部、二一八、二一八の一の一部、二一九の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字用呂字野中田二二八、二二九、二三四から二三七まで、二三八の一部、二四〇の一部、二四一の一部、二四一の二、二四二の一部、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字用呂字野中田のうち二二八、二二九、二三四から三七まで、二三八の一部、二四〇の一部、二四一の一部、二四二の二、二四二の一部、二四三の一部、二七二の一部、二七二の二、二七二の三、二七六の二、二七六の三、二七七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字用呂字會崎二一七の一部、大字用呂字茶木田二八七の一部、二八八の一部、二八九、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字前河原二九九の二の一部、三〇〇の一部、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字用呂字茶木田</p>	<p>大字用呂字前河原</p>	<p>大字用呂字中河原</p>	<p>大字用呂字茶木田のうち二七九の二、二八〇第一、二八〇の二、二八一の二、二八二の一部、二八二の一の一部、二八七の一部、二八八の一の一部、二八九、二九〇の一部、二九五の一部、二九六の一部、二九六の一の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九〇及び二九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字用呂字野中田二七一の一部、二七二の一部、二七七の二、二七七の三及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字前河原二九九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字用呂字前田三四五の一部</p>	<p>大字用呂字前河原のうち二九八の一、二九八の二、二九九の一の一部、二九九の二の一部、三〇〇の一部、三〇一の一部、三〇七の一部、三〇八の一、三〇八の二の一部、三〇九の一、三〇九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字用呂字會崎二一六の一、二一六の二、二一七の一部、二一八、二一八の一の一部、二一九の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字用呂字中河原のうち三一八の一の一部、三一八の二及び三二〇の五以外の区域、大字用呂字茶木田二九六の一部、二九六の一の一部、二九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九〇及び二九七の二と一体をなす国有地の一部、大字用呂字前河原二九八の一、二九八の二、二九九の一の一部、二九九の二の一部、三〇七の一部、三〇八の一、三〇八の二の一部、三〇九の一、三〇九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字走井手三三四の二、三三五の三の一部、三三六の一の一部、三三六の二の一部、三三六の三及び三三六の四の一部</p>	<p>大字用呂字走井手のうち三三〇の二の一部、三三二の一部、大字用呂字走井手のうち三三〇の二の一部、三三二の一部</p>

	<p>三三四の二、三三五の一の一部、三三五の三、三三六の一から三三六の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三七の一、三二九、三三〇の一及び三三〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字用呂字中河原三二〇の五</p>	<p>大字用呂字前田</p>	<p>大字用呂字前田のうち三四五の一部、三六三の四、三六四、三六五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字用呂字茶木田二七九の二、二八〇第一、二八〇の二、二八一の二、二八二の一部、二八二の一の一部、二九五の一部、二九六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字中河原三一八の一の一部及び三一八の二並びに大字用呂字走井手三三五の三の一部、三三六の一の一部、三三六の二の一部及び三三六の四の一部</p>	<p>大字用呂字小深田</p>	<p>大字用呂字小深田の全域、大字用呂字走井手三三〇の二の一部、三三二の一部、三三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二九、三三〇の一及び三三〇の二と一体をなす国有地の一部大字用呂字前田三六三の四、三六四、三六五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字用呂字畑中三七九の一部、四〇五の一部、四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字用呂字畑中</p>	<p>大字用呂字畑中のうち三七九の一部、四〇五の一部、四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字用呂字走井手三二七の一及び三二九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字用呂字殿田</p>	<p>大字用呂字殿田のうち四三八の六、四四六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字用呂字走井手三二七の一と一体をなす国有地の一部、大字用呂字畑中四一一と一体をなす国有地の一部、大字用呂字桜坪四四七、</p>
	<p>四四八、四四九から四五一までの一部、四五九から四六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字栗木田八一五の一部、八一六の一の一部、八一六の二、八一六の三、八一七の一部、八一八の一部、八一九、八二〇の一、八二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字用呂字島田</p>	<p>大字用呂字島田の全域、大字用呂字殿田四四六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字用呂字桜坪四五八から四六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字川井田四七八の二、四八二の一の一部、四八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字用呂字屋敷田七二七の一の一部、七二九から七三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字上用呂七三三の一部、七三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字用呂字川井田</p>	<p>大字用呂字川井田のうち四七八の二、四八二の一の一部、四八八の一の一部、四九二の一の一部、四九三の一部、四九六の一部、四九七、四九八、四九九の一部、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一の一部、五〇二の一、五〇四の一、五〇四の二、五〇六の一、五〇七、五〇八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字用呂字添田六九九の一部、七〇〇、七〇一の一部、七〇二の一部、七〇三、七〇四の一、七〇四の二、七〇五の一、七〇五の二、七〇六の一、七〇六の二、七〇七の一、七〇七の二、七〇八の一から七〇八の三まで、七〇九、七一〇の一、七一〇の二、七一一から七一一まで、七一八の一、七一八の二の一部、七一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部大字用呂字屋敷田七二〇、七二二の一部、七二三の一部、七二四の一部、七二五、七二六、七二七の一の一部、七二七の三、七二八の一、七二八の二、七二九から七三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字上用呂七三二の一部、七三三の一部、七三四、七三五の一部、</p>				

大字用呂字上下田	七三六、七三七の二の一部、七三八、七三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字用呂字横通	大字用呂字上下田のうち五一〇、五一五の二から五一五の三まで、五一八の一、五一八の二、五一九、五二〇の二から五二〇の三まで、五二一から五二四まで、五二五の二から五二五の三まで、五二六から五三一まで、五三二の一、五三二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字用呂字蔵敷新田	大字用呂字蔵敷新田のうち五九七の二、五九八の二、五九九の二、六〇三から六〇五まで、六〇六の二、六〇七の二、六〇八から六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字用呂字細田	<p>大字用呂字横通のうち五三三、五三四、五三五の二、五三六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字用呂字蔵敷新田のうち五九七の二、五九八の二、五九九の二、六〇三から六〇五まで、六〇六の二、六〇七の二、六〇八から六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字用呂字細田六二一、六二二の一部、六二三、六二四、六二五の一部、六二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字川井田五〇六の一部、五〇七の一部、五〇八の一及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字下上田五一〇、五一五の一の一部、五一五の三、五二〇の二から五二〇の三までの一部、五二一の一部、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字用呂字太田六三八の一部、六四〇の一部、六四一、六四二の一部、六四三から六四五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字松房六四六から六四八まで、六四九の一、六四九の二、六五〇、六五一の一、六五一の二、六五二、六五三の一、六五三の二、六五四から六五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字岡田六六二の一部、六六三の一部、六六四、六六五、六六六の一部、六六七の一部、</p>
大字用呂字太田	六六八、六六九の二から六六九の三まで、六七〇から六七三まで、六七六、六七七、六八二の一部、六八三、六八六から六八八まで、六八九から六九一までの一部、六九二及びこれらと一体をなす国有地
大字用呂字岡田	<p>大字用呂字太田のうち六三八の一部、六四〇の一部、六四一、六四二の一部、六四三から六四五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字用呂字上下田五一五の一の一部、五一五の二、五一八の一、五一八の二、五一九、五二〇の二から五二〇の三までの一部、五二一の一部、五二二の二の一部、五二三、五二四、五二五の二から五二五の三まで、五二六から五三一まで、五三二の一、五三二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字用呂字蔵敷新田五九七の二、五九八の二、五九九の二、六〇三から六〇五まで、六〇六の二、六〇七の二、六〇八から六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字用呂字細田六一一から六一八まで、六一九の二、六一九の三、六二〇の二、六二〇の三、六二二の一部、六二五の一部、六二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字樋戸一七四〇の二及び一七四二の二</p> <p>大字用呂字岡田のうち六六二の一部、六六三の一部、六六四、六六五、六六六の一部、六六七の一部、六六八、六六九の二から六六九の三まで、六七〇から六七三まで、六七六、六七七、六八二の一部、六八三、六八六から六八八まで、六八九から六九一までの一部、六九二及びこれらと一体をなす国有地並びに六八五の二及び六九三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字用呂字川井田四九二の二の一部、四九三の一部、四九六の一部、四九七、四九八、四九九の一部、五〇〇の二、五〇〇の三、五〇一の二の一部、五〇二の二、五〇四の二、五〇四の三、五〇六の二の一部、</p>

<p>大字用呂字上用</p>	<p>一部、五〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字松房六五四から六五六までの一部、六五七から六六〇まで及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字添田六九六、六九六の一、六九七、六九八、六九九の一部、七〇一の一部、七〇二の一部、七一八の二の一部、七一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字用呂字屋敷田七二一の一部、七二二、七二三の一部、七二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字背戸田七五七の一部</p>
<p>大字用呂字上用</p>	<p>大字用呂字上用呂のうち七三二の一部、七三三の一部、七三四、七三五の一部、七三六、七三七の二の一部、七三八、七三九の三の一部、七四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字用呂字椋坪四四九から四五一までの一部、四五二から四五七まで、四五八の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字栗木田八〇六の二の一部、八〇八の二の一部、八〇八の二の一部、八〇九の二の一部、八一〇の二の一部、八一〇の二の一部、八一〇の二から八一四まで、八一五の一部、八一六の二の一部、八一七の一部、八一八の一部、八二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字用呂字背戸田</p>	<p>大字用呂字背戸田のうち七五七の一部以外の区域、大字用呂字殿田四三八の六、大字用呂字岡田六八五の二及び六九三と一体をなす国有地の一部、大字用呂字添田七〇二の一部並びに七〇二及び七〇四の二と一体をなす国有地の一部、大字用呂字上用呂七四三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字用呂字平石七八九の一から七八九の三まで、七九〇の一、七九〇の二、七九一の一、七九一の二、七九四の一、七九四の二、七九八、七九九、八〇四、八〇五の一、八〇五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字栗木田八〇六の二の一部、八〇六の二、八〇七の一、八</p>

<p>大字用呂字平石</p>	<p>〇七の二、八〇八の二の一部、八〇八の二の一部、八〇八の三、八〇八の四、八〇九の二の一部、八〇九の二、八〇九の三、八一〇の二の一部、八一〇の二、八一〇の二の一部、八一〇の二、八一〇の二、八一〇の二の一部、八一〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字中用呂八二二、八二三の二から八二三の三まで、八二四、八二五の二、八二五の二、八二五の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字用呂字中用呂</p>	<p>大字用呂字中用呂のうち八二二、八二三の二から八二三の三まで、八二四、八二五の二、八二五の二、八三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字用呂字榎戸</p>	<p>大字用呂字榎戸のうち一七四〇の二及び一七四二の二以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字用呂字椋坪、大字用呂字松房、大字用呂字添田、大字用呂字屋敷田及び大字用呂字栗木田</p>

鳥取県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、八頭郡八東町大字北山六三番地一丹比土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る用呂細見地区用呂工区の換地処分をした旨

の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、船岡町から同町が行う土地改良事業に係る準福地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八東町から同町が行う土地改良事業に係る才代地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八東町から同町が行う土地改良事業に係る後山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、福部村から同村が行う土地改良事業に係る左近地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八東町から同町が行う土

地改良事業に係る小畑地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】